

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	介護保険関連事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

交野市は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいやその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

交野市長

## 公表日

令和3年10月29日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険関連事務
②事務の概要	<p>介護保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律(以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を以下の事務で使用している。</p> <p>①第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出            ②第1号、第2号被保険者の被保険者証交付、再交付申請等の申請            ③介護保険料賦課、特別徴収額の通知に関する事務            ④介護保険料の減免、徴収猶予等に関する事務            ⑤介護保険料の滞納整理、処分に関する事務            ⑥介護保険料の還付、充当に関する事務            ⑦介護保険料の消滅時効及び不納欠損に関する事務            ⑧要支援認定、要介護認定等の申請            ⑨居宅介護(予防)福祉用具購入費、居宅介護(予防)住宅改修費等の支給            ⑩居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成(変更)依頼            ⑪負担限度額認定や各種減免認定の申請            ⑫高額介護(予防)サービス費、高額医療合算介護(予防)サービス費等の支給申請</p>
③システムの名称	COKAS-R/ADⅡ(介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム)、中間サーバー、国保連合会伝送通信ソフト、滞納支援システム
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第9条第1号、別表第一68の項</li> <li>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第8号、別表第二 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、93、94、95、97、108、109、117、119の項</li> <li>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第2、3、5、6、7、10、12条の3、15、19、25、25条の2、30、32、33、43、43条の2、44、46、47、49、55、55条の2、59条の3条</li> </ul> <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第8号、別表第二 93、94の項</li> <li>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第46条、47条</li> </ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 高齢介護課
②所属長の役職名	高齢介護課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>交野市総務部総務課            〒576-8501 大阪府交野市私部1丁目1番1号            電話番号072-892-0121(代表)</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先	交野市役所福祉部高齢介護課 〒576-0034 大阪府交野市天野が原町5丁目5番1号 電話番号072-893-6400(代表)
-----	---

## II しきい値判断項目

<b>1. 対象人数</b>		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
<b>2. 取扱者数</b>		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
<b>3. 重大事故</b>		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・消去				
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査				
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査	[ ] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発				
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		

